

投資信託に関する留意事項

●投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、投資者保護基金*の支払いの対象ではありません。●投資信託は株式、公社債などの値動きのある証券等(外国証券を組入れ対象としたファンドは為替変動リスクもあります。)に投資しますので基準価額は変動します。よって、元本および収益金は保証されておりません。●投資信託のご購入、保有、換金に際しては、各種手数料等【お申込金額に対して最大3.3%(税込)のお申込手数料、純資産総額に対して最大年率2.42%(税込)の信託報酬、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用(監査報酬、有価証券売買手数料等 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を示すことができません。)】をご負担いただきます。商品ごとに費用が異なりますので、投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面にてご確認ください。●投資した資産に生じた利益および損失はすべてお客様に帰属します。●過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。●投資信託はあらかじめ決められた受益権の口数を下回ることになった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と受託会社が合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。●当金庫はご購入・換金のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。●ご購入の際には投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面をご確認のうえご自身でご判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面は営業店(ローンセンターを除く)にご用意しております。ただし、インターネット専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。

*投資者保護基金とは、証券会社の経営が破綻したとき、顧客に対する支払いの保証をする機関です。

NISA(少額投資非課税制度)に関する留意事項

【共通】●日本にお住まいの18歳以上の方(口座を開設する年の1月1日現在)が対象です。●同一年において開設できるNISA口座は全ての金融機関を通じてお一人様1口座です(金融機関の変更等を行った場合を除く)。●NISA口座内の取引により発生した損失は、NISA口座以外(一般口座や特定口座)で保有する株式投資信託等の取引と損益通算することはできません。また、繰越控除することもできません。●年間非課税投資枠は、つみたて投資枠が120万円、成長投資枠が240万円となっており、手数料を含めません。約定金額(基準価額×口数)の合計が各非課税投資枠の上限に達するまで投資することができます。●年間非課税投資枠の未使用額を翌年以降へ繰越すことはできません。また、売却や基準価額下落による非課税投資枠の再利用はできません。●非課税保有限度額は、つみたて投資枠・成長投資枠合わせて1,800万円(うち成長投資枠は1,200万円まで)となります。なお、NISA口座の保有資産を売却した場合、翌年以降売却分(購入時の金額で計算)の非課税保有限度額の再利用が可能となります。●分配金を受け取る場合は非課税ですが、分配金再投資時において、年間非課税投資枠(つみたて投資枠120万円、成長投資枠240万円)を超えた場合は課税扱いになります。●分配金のうち、特別分配金は口座の種類にかかわらず非課税であり、税法上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が費消されます。●すでに保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。●金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。中央労働金庫では、税法上の株式投資信託のみ取扱っています。●この案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により取扱いが変更となる可能性があります。

【つみたて投資枠について】●つみたて投資枠の利用は、累積投資契約(定時定額買付サービス)に基づく定期かつ継続的な方法により対象商品を買付いただく必要があります。●つみたて投資枠に係る累積投資契約(定時定額買付サービス)により買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準経過日(初めてNISA口座のつみたて投資枠に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)にお名前・ご住所について確認させていただきます。当該確認ができない場合には、新たに買付けた投資信託等をNISAに受入れできなくなる可能性があります。

定時定額買付サービスに関する留意事項

●申込期限:口座引落日の5営業日前までにお申込みください。●申込金額:1,000円以上1,000円単位。1回の引落上限額100万円。年2回まで「特定月」を設定し、通常月と異なる引落金額を設定することができます。●引落口座:投信取引における〈中央ろうきん〉のお客様ご指定の普通預金口座。●口座引落日:7、17、27日のうちから選択。引落日が休業日となる場合は、翌営業日が引落日となります。●手数料:本サービスに係る手数料はかかりません。なお、ファンド買付に伴う所定の手数料(お申込手数料)および手数料にかかる消費税等は購入額より差し引かれます。●対象ファンド:本サービスは、公社債投資信託を除く、〈中央ろうきん〉取扱いの投資信託でご利用いただけます。●引落条件等:指定預金口座の残高が不足している場合、その月の買付は行いません。複数のファンドの引落日を同日に指定している場合に、残高が引落総額に満たないときは、当金庫所定の方法により買付を行うファンドを選択します。●ファンドの買付申込受付日:口座引落日の翌々営業日。※実際の買付日はファンドによって異なりますので、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。●換金:通常の買付と同様、各ファンドの投資信託説明書(交付目論見書)で定められた日であればいつでも換金のお申込みが可能です。●取引の解約・変更:次回口座引落日の5営業日前までにお申込みください。

中央ろうきんの取扱投資信託商品について動画で分かりやすく説明!

中央労働金庫の投資信託紹介



中央労働金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号

作成日2026年1月5日

お問い合わせ・ご相談は

コンタクトセンター ☎ 0120-383-837

受付時間/平日9:00~19:00、土日10:00~17:00、祝日は休業

中央ろうきん



〈中央ろうきん〉ではじめる

NISA



NISAとは?

NISAとは、投資信託をお取引するにあたり開設する口座種類の1つです。

投資信託の口座には一般口座・特定口座・NISA口座の3種類があり、NISA口座を利用して投資信託に投資した場合、売却時の値上り益と決算時の普通分配金が非課税になります。

NISAのメリット

- 非課税でおトクに長期の資産運用ができる
- 国が定めた基準を満たした商品で少額から資産運用ができる
- ライフプランに合わせていつでも売却できる



NISAの非課税イメージ

特定口座・一般口座を利用した場合

株式投資信託などの売却益

株式投資信託などの分配益

税率

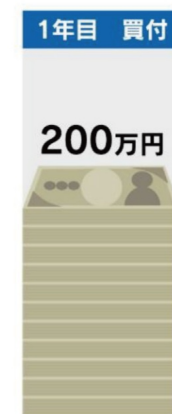
20.315%

(所得税15.315%、住民税5%)

税率

0%

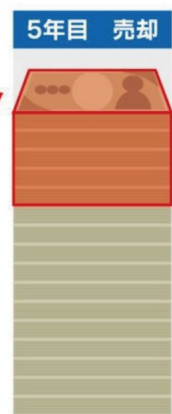
NISA口座を利用した場合



1年目 買付

200万円

値上り



5年目 売却

50万円

200万円

250万円

特定口座・一般口座を利用した場合

受取額 約240万円 税額 約10万円
(50万円×20.315%)

NISA口座を利用した場合

受取額 約250万円 税額 0円

NISA口座なら非課税なので

約10万円もおトク

※上記は制度の仕組みのイメージであり、将来の運用成果を示唆するものではありません。



NISA制度の概要

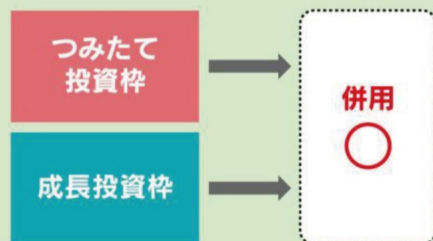
NISAには「つみたて投資枠」と「成長投資枠」があり、投資方法や非課税投資枠、投資対象商品が異なるため、それぞれ目的に合わせて利用できます。まとまった資金で投資を行いたい方は「成長投資枠」、コツコツと積立投資を行いたい方は「つみたて投資枠」の利用がオススメです。また、両方の投資枠を併用することもできます。

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
対象年齢	その年の1月1日において18歳以上		
口座開設期間	期間の定めなし(いつでも自由に開設可能)		
非課税保有期間	無制限		
年間非課税投資枠	120万円		240万円
非課税保有限度額	1,800万円		
			うち、成長投資枠1,200万円まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託		
			上場株式・投資信託等 ①整理・監理銘柄 ②信託期間20年未満、毎月分配型およびデリバティブ取引を用いた一定の投資信託等を除外
購入方法	積立		
			一括・積立

NISA4つのポイント

POINT 1 つみたて投資枠・成長投資枠の併用が可能

「つみたて投資枠」と「成長投資枠」が設定され、同一年に双方の使用が可能です。ライフプランに合わせて活用が広がります。



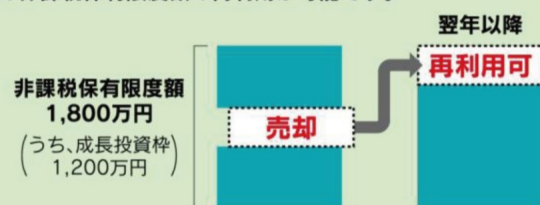
POINT 2 年間非課税投資枠は最大で360万円

年間非課税投資枠は、「つみたて投資枠」が年間120万円、「成長投資枠」が年間240万円、合計360万円の利用が毎年可能となります。



POINT 3 非課税保有限度額は最大で1,800万円

1人あたり1,800万円(うち成長投資枠1,200万円まで)の非課税保有限度額が設定されています。NISA口座の保有資産を売却した場合、翌年以降に売却分(購入時の金額で計算)の非課税保有限度額の再利用が可能です。



POINT 4 非課税投資期間・非課税保有期間は無期限

NISAを活用して投資できる期間、非課税で保有できる期間に制限はありません。(いつでも)制度を利用できます。



ライフプランに合わせたNISAの活用例

NISA口座では、ご自身のライフプランに合わせて自由に積み立てたり、取り崩したりできます。

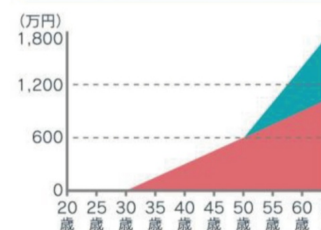
今はコツコツ定額で積み立てていって、余裕の出る50歳くらいに、より高いリターンが見込める投資信託も購入して資産形成したい

30歳



「つみたて投資枠」で30歳から月2.5万円(年30万円)を積み立てしながら、「成長投資枠」で50歳から65歳まで月4.5万円(年54万円)を積立投資した場合

35年間(30歳～65歳)



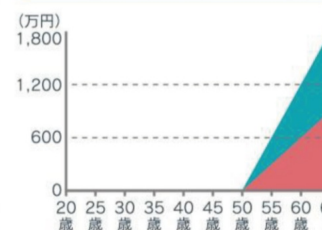
定年までに余剰資産を積極的に投資したい
幅広い商品から自分に合った投資信託を選びたい

50歳



「つみたて投資枠」で月5万円(年60万円)、「成長投資枠」で月5万円(年60万円)を50歳から65歳まで積立投資した場合

15年間(50歳～65歳)



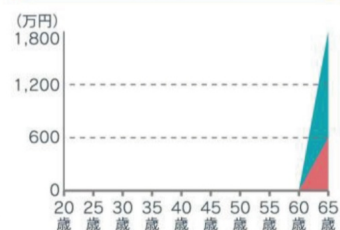
退職金で手持ちのお金が増えたから、資産運用をしたい

60歳



「つみたて投資枠」で退職金を原資に60歳から65歳まで月10万円(年120万円)を積立投資し、「成長投資枠」で年240万円を投資した場合

5年間(最短)



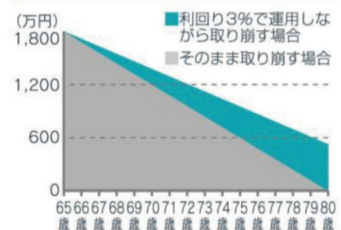
資産を長持ちさせたいから、生活資金に使いつつ資産運用も続けよう

70歳



65歳以降、1,800万円を毎年120万円ずつ15年間取り崩す場合

15年間(65歳～80歳)



■ つみたて投資枠 ■ 成長投資枠
※あくまで一例です。 ※非課税保有限度額(1,800万円)を使い切る必要はありません。

NISAを活用した投資信託購入のポイントは併せ持ち

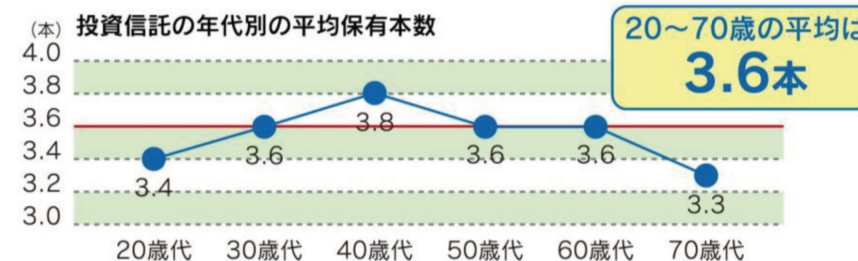
投資信託は性格の異なる複数の商品を持つことで分散投資の効果が期待できます。NISAを活用して投資信託を購入する際は、投資先地域や値動き幅の異なる商品の併せ持ちを是非ご検討ください。

併せ持ち方法の紹介



POINT

投資先の異なる商品に分散投資することでリスクを分散できるほか、値動きの異なる商品に分散投資することで「安定運用」と「必要な利回りの確保」が期待できます!



複数の投資信託で分散投資(併せ持ち)していることがわかります。



出所：一般社団法人投資信託協会「投資信託に関するアンケート調査報告書(2024年1月)」をもとに中央労働金庫作成